

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



**税理士による  
無料税務相談会**

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からぬこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 6月8日(水)午後2時～  
**とこ** 役場 2階第2会議室  
**とき** 4時(一人30分以内)

**町県民税の納税通知書を送付します**

本年度の町県民税納税通知書を、6月中旬に送付します。納期限までに納付してください。

今回送付する納税通知書は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの所得に対する町県民税です。

普通徴収(個人納付)分と、公的年金からの特別徴収(年金引き落とし)分の明細を記載した納税通知書となります。

※給与からの特別徴収(給与引き落とし)分は事業所に送付しましたので、「特別徴収税額

**Q. アルバイトで年収が102万円です。103万円まで**

**A. 町県民税は前年中(平成27年1月1日～平成27年12月31日)の収入金額を基に課税していく**

**Q. 平成27年中に仕事を辞め現在仕事をしていませんが、平成28年度の町県民税が課税されるのはなぜですか?**

**●町県民税の減免について**

本町の町県民税の納税義務の方で表に該当する方は減免の適用を受けられますので、納期限までに申請してください。(申請には印鑑が必要です。) 詳細は、お問合せください。

**問合せ先** 役場 税務課  
内線175・176

**申込方法** 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。  
**その他** 申告書の作成に関する相談会ですでの、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また申告書等の税務書類の作成も行いません。  
プライバシーは守られます。

**問合せ先** 役場 税務課  
内線175・176

の決定通知書」を勤務先で受け取つてください。  
※公的年金からの特別徴収は、4月1日現在公的年金を受給している65歳以上の方が対象です。ただし、次の場合には対象になりません。

・公的年金の年額が18万円未満の場合

・介護保険料が公的年金から特別徴収(引き落とし)されない場合

※所得の種類によつては特別徴収と普通徴収の両方の通知書が届く場合があります。

**●町県民税に関して**  
よくある質問を紹介します

**A. アルバイト収入は給与所得になります。所得税(国に納める税金)は、収入103万円の場合、給与所得控除65万円を引くと38万円となります。所得税の基礎控除が38万円ですので課税所得は0円となり、所得税は課税されません。**

しかし町県民税の場合は、基礎控除が33万円であるため、ほかに所得控除がなければ課税所得が5万円となり、町県民税が課税されます。また、基礎控除を差し引く前の所得が28万円(市町村で異なる)を超えると、町県民税の均等割(町民税3500円と県民税2000円)がかかります。

## 町県民税の減免対象者と申請に必要な書類

対象	減免の対象となる町県民税額	申請に必要なもの
① 生活保護法の規定による保護を受ける方	保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	印鑑
② 当該年度の賦課期日(1月1日)現在、勤労学生である方(前年中の合計所得金額が、65万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下)	税額の全部	印鑑、学生証または在学証明書(卒業者の方は卒業証書)のコピー
③ 雇用保険法の規定によって基本手当の受給資格を有する方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方	当該基本手当の支給対象となった日から当該基本手当を支給されないこととなった日までの間に到来する納期限に係る納付額(分離課税に係る所得割額は除く)の合計額の全部	印鑑 雇用保険受給資格者証
④ 前年の合計所得金額が200万円以下で、今年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比べて2分の1以下に減少すると認められる方	合計所得金額に対する所得割額の2分の1に相当する額	印鑑 本年中の所得が前年所得の2分の1以下になると見込まれることが分かる書類(本年の所得見込額に関する計算書等)
⑤ 本年1月2日以後に死亡した方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方 ※相続人による申請	死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	印鑑(相続人)
⑥ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	被害の状況に応じて判断されます	印鑑 り災証明書

## 図書室OPACのホームページアドレスが変わります

公民館図書室OPACのホームページアドレスを6月13日(月)から変更します。  
新しくホームページアドレス

・パソコン版

<https://www.lib100.nexs-service.jp/oharu/webopac/index.do>

・携帯電話から

<https://www.lib100.nexs-service.jp/oharu/mobile/index.do>



・スマートフォン版

<https://www.lib100.nexs-service.jp/oharu/spopac/index.do>



※7月29日(金)までは、従来のホームページアドレスからも利用可能です。

問合せ先 公民館内 社会教育課  
(443)2607-1

## 広域イベント情報



名 称	と き	と こ ろ	料 金	問合せ先
蓮見の会	7月9日(土)・10日(日) 午前8時～午後1時	森川花はす田 (愛西市森川町)	無料	愛西市観光協会 0567(55)9993